

一般社団法人全国木材検査・研究協会 定款

第1章 総 則

(法人の名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国木材検査・研究協会という。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区永田町二丁目4番3号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、木材等の検査、研究等を行い、その製造技術の向上及び品質の改善並びに使用の合理化、又はこれの普及を図り、もって木材産業及び関連業界の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 木材の「日本農林規格等に関する法律」に係る認証、監査及び検査
その他の関連事業
- (2) 木材の品質、規格、性能等の試験・検査及び指導
- (3) 木材の製造に係る品質管理システム等の調査・研究及び技術指導
- (4) 木材産業に係る調査・研究業務
- (5) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業及び普及啓発
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の見やすい場所に掲示して行う。

第2章 社 員

(社員の資格)

第6条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同し、入社を希望する者であって、次の何れかに該当する者とする。

- (1) 正社員：全国又は、都府県単位で組織された木材の製造若しくは、流通

の業を営む者を構成する団体

(2) 賛助社員：木材の製造又は流通に関連する事業を行う団体若しくは企業等

(入社)

第7条 当法人の社員になろうとする者は、理事長に申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

2 当法人の社員は、当法人の事業に参加するとともに、社員総会に出席し、本会の事業に対し意見を述べることができる。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して、退社の予告をするものとする。

2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。

(1) 社員たる資格を喪失したとき

(2) 破産の宣告を受けたとき

(3) 解散

(4) 除名

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を著しく毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議により、その社員を除名することが出来る。この場合には、当法人は、その社員総会の開催の日1週間前までに、その社員に対してその旨を書面により通知し、かつ社員総会で議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(加入金)

第10条 社員は、入社の際に社員総会で別に定める加入金を納入しなければならない。

(会費)

第11条 社員は、当法人の目的を達成するため、毎年度社員総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(届出)

第12条 社員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に当法人に届出なければならない。

- (1) 名称及び代表者の氏名、住所又は事業所の所在地を変更したとき
- (2) 事業の全部若しくは一部を休止し又は 廃止したとき

(社員名簿)

第13条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備えておくものとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第14条 正社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

東京都千代田区永田町二丁目4番3号

正社員 社団法人全国木材組合連合会

東京都江東区深川二丁目5番11号

正社員 社団法人東京都木材団体連合会

千葉県東金市山田800番地

正社員 有限責任中間法人 千葉県木材振興協会

第3章 役員等

(役員の数)

第15条 当法人に、理事(16名以内)及び監事2名以内を置く。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 3 理事のうち理事長1名、副理事長2名及び専務理事1名を互選する。
- 4 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者との特別な関係にある者をいう。)及び特定の企業の関係者である理事の割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を、同一業界の関係者が占める割合は、

理事現在数の2分の1を超えてはならない。

(役員職務)

第17条 理事長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、予め決められた副理事長がその職務を代行する。
- 3 専務理事は、事務局を総括して会務を総理する。

(役員任期)

第18条 理事の任期は、就任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の再任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第19条 当法人は、役員が当法人の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別な事由があるとは、社員総会の決議によって解任することができる。この場合には、当法人はその社員総会の開催の日の1週間前までに、その役員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ社員総会で議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(理事及び監事の報酬)

第20条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。

- 2 前項の規程に係らず、常勤の役員には、社員総会の議を経て報酬を支払うことができるものとする。また前項の規程に係わらず、理事及び監事には、当法人の会務執行のための費用を、理事会の決議を経て、理事長が別に定めて支弁することができる。

(顧問)

第21条 当法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者の内から、理事会の承認を得て理事長が委

- 嘱する。
- 3 顧問は、当法人の運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応ずる。

第4章 社員総会

(社員総会)

- 第22条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とする。
- 2 社員総会は、正社員をもって構成する。
 - 3 社員総会の開催は、理事会において決定する。
 - 4 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときは、予め定められた副理事長がこれに代わる。
 - 5 定時総会は、毎年1回5月に開催する。
 - 6 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会において理事の過半数が必要と認めたとき。
 - (2) 総正社員の10分の1以上から、会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(社員総会の招集)

- 第23条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。
- 2 前条第6項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 社員総会の招集は、少なくとも開催日の7日前までに、各正社員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。
 - 4 前各号の規定にかかわらず、総正社員の同意があるときは、招集手続きを省略することができる。

(社員総会の議決方法等)

- 第24条 社員総会の議決は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正社員の過半数が出席し、出席正社員の過半数をもって、これを決する。
- 2 正社員は、社員総会において、各1個の議決権を有する。
 - 3 社員総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項を除き、緊急を要する事項について出席した正社員（書面又は代理人により議決権を行使するものを除く。）の全員の同意を得たと

きは、この限りではない。

- 4 総会の議事は、出席した正社員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(社員総会の議決事項)

第25条 この定款において別に定める事項のほか、次の各号に定める事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書、事業報告書並びに剰余金の処分又は損失の処理に関する議案の承認
- (3) その他当法人の運営に関する重要事項

(書面又は代理人による議決)

第26条 やむを得ない理由により社員総会に出席できない正社員は、あらかじめ通知された事項につき、書面(正社員の承諾ある場合に限る。)又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、社員総会の前日までに当法人に到着しないときは無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を当法人に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使するものは、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 社員総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席した正社員から選出された議事録書名人2名が、これに記名押印するものとする。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 社員の現在数、出席正社員数及び出席正社員の氏名(書面及び代理人による議決の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 3 議事録は、社員総会の日から10年間、事務所に備え付けなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成等)

第28条 当法人は、理事会及び監事を設置する。

- 2 理事会は理事をもって構成し、理事長が招集する。
- 3 理事長は毎年度、4カ月を超える間隔で、2回以上職務執行状況を理事会に報告する。
- 4 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 5 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べる。

(理事会、監事の設置)

第29条 この定款において別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 事業計画等社員総会に付議すべき事項及び社員総会の招集に関すること
 - (2) 社員総会の議決した事項の執行に関すること
 - (3) 業務を執行するための計画、書式及び管理の方法
 - (4) 諸規程の制定又は改廃に関すること
 - (5) 基金の増加、募集、割当て、払込み等に関する事項
 - (6) 社員の入社及び退社に関する事項
 - (7) その他理事会において必要と認めた事項
- 2 理事会は、理事の半数以上の出席により成立し、議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席理事の過半数をもって決するものとする。なお、理事が理事会の目的事項について提案した場合において、その提案について理事の全員が書面により同意の意見を示したときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし監事が異議を述べたときは、この限りではない。
 - 3 理事会の議事については、法に定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事がこれに署名または記名押印しなくてはならない。
 - 4 議事録は、理事会の決議の日から10年間、その主たる事務所に備えおかなければならない。

第6章 基 金

(基金引受者の募集)

第30条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規程)

第31条 拠出された基金は、当法人が解散するときまで返還しない。ただし、第34条第2項の場合には返還をすることが出来る。

(基金の拠出、現物拠出)

第32条 基金拠出の申し込をする者は、拠出者の氏名又は名称、住所、拠出金額等、現物拠出する者は、氏名又は名称、住所、当該財産及び価格等を、理事会の定めに従い記載、署名し、理事会の承認を受けるものとする。なお、現物拠出の場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第137条の規定により処置するものとする。

(基金の割当て)

第33条 理事会は、当該者が拠出すべき基金の額を減額、又は無いものとすることができる。

(基金の返還の手続き)

第34条 基金の返還は、当法人の清算手続きに従い行う。

2 前項にかかわらず、定時社員総会における剰余金処分案を承認する旨の決議に基づいて、基金の返還を行うことが出来る。

第7章 委 員 会

(委員会)

第35条 理事長は、当法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て委員会を置くことができる。

2 委員は、専門的な知識を有する者のうちから、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 事務局等

(事務局及び職員)

第36条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、職員を置く。

3 事務局の組織及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(業務の執行)

第37条 当法人の業務の執行方法については、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備え付け)

第38条 当法人は、事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 定款

(2) 社員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 基金総額及び拠出者名

(5) 許可、認可等及び登記に関する書類

(6) 定款に定める機関の議事に関する書類

(7) 事業計画書及び事業報告書

(8) 予算書、会計帳簿及び計算書類等

(9) その他必要な書類及び帳簿

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資産の構成)

第40条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 基金

(2) 加入金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会において定める。

(経費の支出の方法等)

第42条 当法人の経費は、資産を超えて支出してはならない。

- 2 第4条の(1)に掲げる事業に係る経理については、特別の勘定を設けて、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

(借入金)

第43条 当法人は、その事業に要する経費の支出に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入を持って償還する一時借入金の借入れをすることができる。

- 2 当法人は、その事業に要する経費の支出に充てるため、社員総会において出席した正社員の3分の2以上の賛成を経て、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 理事長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、定時総会において出席した正社員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

- 2 前項の規程にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される社員総会において予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、前年度の予算に準じて暫定予算を編成し、収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、当該年度の収支予算が直近に開催される社員総会において決定したときは、これを当該年度の収支予算に基いてなしたものとみなす。

(監査等)

第45条 理事長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、定時

社員総会開催の日の2週間前までに監事に書類を提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 貸借対照表
 - (2) 正味財産増減計算書
 - (3) 事業報告書
 - (4) 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案
- 2 監事は、前項の書類を受領したときはこれを監査し、2週間以内に監査報告書を理事長に提出しなければならない。
 - 3 理事長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、定時社員総会の承認を経た後、これを事務所に備え付けておかななければならない。
 - 4 当法人は、剰余金の分配をすることができない。

第10章 定款の変更、解散及び剰余財産の処分

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会において総正社員の過半数が出席し、出席正社員の4分の3以上の賛成があれば変更できる。

(解散)

第47条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条に掲げる事由により、社員総会において総正社員の過半数が出席し、出席正社員の4分の3以上の賛成がなければ解散することができない。

(解散の場合の剰余財産の処分)

第48条 当法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお剰余財産があるときは、社員総会において総正社員の過半数が出席し、出席正社員の4分の3以上の賛成により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人もしくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる他の公益法人または国もしくは地方公益団体に寄附するものとする。

附 則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成18年3月31日までとする。

(最初の理事及び監事の任期)

第50条 当法人の最初の理事及び監事の任期は、いずれも平成18年5月の定時社員総会の終結の時までとする。

(施行期日)

第51条 平成17年12月 5日施行
2 平成20年 5月 9日改正
3 平成21年 5月13日改正
4 平成22年 5月13日改正
5 平成23年 3月 3日改正
6 平成27年 5月13日改正
7 平成29年 5月19日改正
8 平成30年 5月16日改正